

「自治基本条例に関する意見について」で頂いた意見（要旨）

< 事務局に対する質問 >

先ずこの意見票とはどういう目的、機能を持って、どのように運用されるものか、この意見票の位置付けを予め知っておいた方が良いと思いますので、ご説明願えればと思います。

使い方は意見の他に会議で聞けなかった質問などにも使えるのでしょうか？

- ・ 限られた会議時間での運営を補足するために、ご意見やご質問等をお寄せいただくものです。
- ・ 調査の上、回答させていただいたり、事務局や委員の皆様で今後の参考にさせていただいたりします。

宇都宮市の法令、条例、指針等、分野別にどの位あるのか、名称だけでも一覧表にさせていただけますか。できれば上位のものには*印、現在機能していないものには×印などを表示してもらえるとわかりやすいと思います。いつ制定されたか年号が判れば最高です。

別紙「宇都宮市例規類集」のとおりです。

< 各種意見 >

今後の議論・検討の参考としていただきたいと考えております。

・ 役割分担

共に汗を流しましょう。

行政も汗をかきます。地域の皆さんも一緒に汗を流して住みよい、これからも住み続けたいまちづくりに努力しましょう。

・ 桜並木

きれいな花が咲き、そのすばらしさに心酔いしれ、しばし心なごむ。しかし花が終わり秋になり落葉が舗道にべったりへばりつくそのみにくい姿をみると、みにくさに気をとられ、きたない！誰が掃除するの！と感情丸出しになる。

近所の人話し合っって共に落葉の清掃をする。集まったたくさんの落葉の山は市にお願いして処理してもらおう（これが市民協働のまちづくり）。ともすると、この構図が崩れてしまうこともある。

教育の面でも、学校が悪い、先生の教え方が悪いからと決めつけてしまう。そして即学校に、教育委員会に電話する。

そうではなく、地域の人が非行を発見したら数人でその非行の芽を指導する。そして、学校に連絡し、今後の指導法について話し合う。これが、行政と市民の基本ではないか（学校と地域のキャッチボール）。

- ・ 地域力の低下（強い自治会）

市民は、まちづくりの主役であることを認識し、地域自治活動に積極的に参画し明るい、楽しい自治活動に貢献しなければならない。

現実とは違う。自治会には加入しない。地域行事には参加しない。こども会に入っている間は自治会に入り、卒業すれば退会する。

これからは、自治会加入を義務的なものと位置づけ、自治会の指導力、地域力を強いものとするのも一考ではないか。

行政の方向を確立することも必要ではないか。

- ・ 環境づくり

こどもは、環境を選んで生まれてくるのではない。生後、ある与えられた環境に生き、そしてその環境に順応しつつ育つものである。故に、環境づくりは、まちづくりの土台になるものと思う。

地域人は、環境を整える、よみがえらせる力を持っている。行政と市民が十分話し合うことにより、すばらしい環境になると思う。これは大切な要素となる。

市の法は、地域の法であり、家庭の法は、個人の法の集合体である。

この法は、行政、地域、家庭、個人を流れ、それは清流のごとくよどむことなく美しく流れるものである。

地方自治の本旨については、憲法第92条に、また、自治体運営については、地方自治法がある。しかし、地方分権の進行の今日、法令にない事項について、本市が中核市の中で早期に、「自治のための統合システム」の整備に着手されたことに感謝します。

- 1 まちづくりにおける方向性やあり方、それにたずさわるひとびとの権利を明らかにする。
- 2 そのために自治行政の市民の信託・市民参加や市民協働、あるいは情報提供が行政からの一方的なものでなく、市民相互の情報共有も含め情報の公開を大切に
- 3 「自治」としてのまちづくり。男女共同参画社会は、くらしの中で営まれるさまざまな課題を少子高齢化社会の中で、性別、役割分業を見直し、各個人が個性と能力を発揮でき、人権が尊重され、男女が性別によって差別されない社会を目指す。

「なぜ、今、地方分権化を求め、自治基本条例が必要なのか」の本質的バックグラウンドの各委員のコンセンサスを得ずして進行していけば、先々議論の混乱が起きると懸念します。

また「少子高齢化」「所得格差」「年金崩壊」等が断片的に論じられていますが、その現実をどのように受けとめ、是正していくかもウォッチしながら関連づけてい

くのも自治基本条例制定に有効になると考えています。

私は、「市民協働でまちづくりをするのは、あたりまえ」という認識の下にまちづくり活動にかかわっていますが、協働の良さをおおいに味わう一方で、実際にはそれがとても困難であることを肌で感じています。

もともと協力するという形は、いろいろなところでありましたが、協働という概念（市民協働推進指針に基づいた）でもってみると、そういう意識自体持ち合わせている人はまだまだ少ないし、正直、これが協働だと明確にいえる活動は、現在どれだけなされているだろうかと考えてしまいます。

市民協働がなめらかに回らない大きな原因の一つに、それぞれの立場の違いを乗り越えられないところがあると思います。節度をもったコミュニケーションがうまく出来ていないということと、それを乗り越える意識までには、なかなかいたってないからだと思います。乗り越えなくてはと気づいたところで、では、「どうしたら？」と立ち止まってしまう。それが私の感じている現状です。

これを機能させていくための一つが協働の概念を全ての市民が共有すること。そして、その認識をもった協働を経験すること。指針にのっとった認識でもって協働にあたるのが、今後の協働社会をちゃんとした形にしていくと思います。今は、模索しながら下地を作るとき、PDSのDの部分をしっかり積み上げていくときだと思っています。そうすれば十分な検証が可能となり、一步上の段階にいけると思います。

また、私たち市民の市民力のみでなく、行政や議員さん、企業の方のもっている市民力にもちゃんと焦点をあてて、偏ることなく向上させることで、より良い協働が実践されると感じています。

でもそれだけでは無理だと思います。住民自治、地域自治の意識がなければ、それが公共の利益のために、ひいては自分のためにあるという概念がなければ、協働の基盤がゆらぎます。

立場の違いのみでなく利益の違いという大きな壁を乗り越えられないからです。市民協働を本物にするためにも、「なぜ、市民主体のまちづくりなの？」というところを理解し、意識付け、基本理念を市民の一人ひとりが自らの幸せのために共有することが、協働の価値および地域自治の価値を高め、成熟した協働体制のとれる住民自治（地域自治）社会を形成すると思います。

つまり、自治基本条例というよりどこをもって、はじめて私たちは、真の協働に到達することができるのではないのでしょうか。

日常生活の様々な場面が真の協働で支えられるようになれば、みんなが安心して暮らしていけるのではないかと思います。（安心の暮らしを自らが形成していくのですから）

私たちが、未来にむかってこのまちでどう生きていくか、人間らしく生きていくためにより良い生き方をするために、みんなで仲良く楽しく暮らしていくために、そんなよりどころとなり、そういう生き方を後押ししてくれるのが、この条例だと思っています。

そして、それは、案外、昔からやってきたことに通じたりもするのかもしれない。先進的でありながらも、私達のこころのふるさとなりうるのではないかと思っています。

だから、ど〜んと豊かな気持ちで、この条例に市民の英知を結集することと、日常の「こころ」を反映することの必要性を強く感じています。

「自治」のありかたの変化を考えると、当市レベルでの自治基本条例の必要性は十分に理解できます。

そして、行政・議会・市長意識の現況を感じる時、基本条例の姿は、理念形式ではなく、共感できる前文のもと、自治の実現のため適切な骨格を含め行政・議会については責任区分・実行目標・実施後の評価・見直しのルールを定める（議会も評価の対象になるべき時代と思います。）。

地域については、現在の実情をみると、

- ・ 一部の地域ボスによる地域の活動のマンネリ化傾向
- ・ 多くの住民の無関心、無責任市政の広がり
- ・ 新しい地域有志市民の、活動参加への無形の壁の存在

等を考慮したまさに推進エネルギーとなるような条例が必要ではないかと考えます。

地域活動は、安全で安心な快適なまちづくりでありますから、自治基本条例には必ず入れてほしい。

行政の役割、市民の役割だの漠然としたことでなく、宇都宮らしさを持ったものにしてほしい。他の市町村がつくるからではなく、これができた事によって市が変化していくことを望みます。

私は自治会長を12年しまして意識改革ができました。16名（役員）中女性が10名いました。やれば出来るはず、机上の上だけではダメです。自治会強化が大事と考えます。

自らの地域づくりは、人づくり（心豊かな人と絆）に尽きると信じます。先進的に地道に活動を続けている人やグループなどの意見を大切に作るムードづくり（議員や有識者が一方的に意見を強調するものは不快）が、まず大切なことと感じました（何人かの参加者からの意見です。）。

宇都宮の住人として誇りを持って生きられる“地域づくり”を目指しての条例をつくっていきたいと思います。

自治基本条例は自治法上その行使に限定されているようであり、法的には最高規範性に認められる事はできないと指摘があるようであるが、地方分権の推進により自治の枠組みや自治を実現する仕組みを整えることが必要となってきたため、まちづくりにおける最高規範としての条例をめざしたいと思います。